

平成 29 年第 413 回信濃町議会定例会 2 月会議会議録（4 日目）

（平成 29 年 2 月 20 日 午後 1 時 00 分）

●議長（小林幸雄） それでは、会議を再開いたします。

通告の 8、永原和男議員。

- 1 水道事業の在り方について
- 2 世帯主 9 割給付制度を 75 歳以上の後期高齢者医療保険にも導入することについて

議席番号 5 番・永原和男議員。

◆ 5 番（永原和男） 質問に入ります前に、17 日に、議会を欠席をいたしました。オフトークをお聞きの皆さんから、体調でも壊したのかという電話をいただきました。実は 17 日の日、県の後期高齢者医療広域連合議会が招集されたものですから、公務で欠席をしたわけであります。体調は、すこぶる健康でございます。

さて、それでは質問に入らせていただきます。

まず、水道事業であります。今、この人口減少社会を迎える中で、私は水道事業の在り方そのものをですね、見直すことが求められているというふうに思います。それはどういう方向で見直すのかというと、地方公営企業法の趣旨に沿って、見直し・改善を図ることが、今必要なことだろうというふうに思うわけであります。

そこで早速質問をさせていただきます。まず、今年度の水道事業の決算の見通しを伺いたいと思います。私、通告書では簡水との統合の結果というふうになりましたが、本会議の質疑の中でも、簡水は簡水で決算するんだということになりましたから、水道事業会計の 28 年度の決算見通しについて、最初に伺います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 永原議員さんにお答えをさせていただきます。体調はすこぶる、ということですが、若干、風邪をお召しになっているのか、声が鼻声なので気がかりでございます。体調に十分ご注意をいただきたいと思います。

水道事業運営についてであります。今年度、細かなことはまた課長の方から答弁を申し上げさせていただきますが、いずれにしても今年度も大変厳しい決算になるなというような状況でございます。経常損失の中で、1329 万 3000 円くらいの損失が出るかなと、このような状況だというふうに伺っております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆ 5 番（永原和男） 28 年度において、1300 万円余の欠損が予定をされるということがあります。私はもっと良い結果が出るのではないかと期待をしていたのです。というのは、この間においても町は経営の改善という点については、私は努力してきた点、

平成 29 年第 413 回信濃町議会定例会 2 月会議会議録（4 日目）

これは評価をしたいと思うのです。一つは人件費の問題であります。この予算書を見ますと、平均給与額については月当たり 4600 円減額になっておりますし、平均給与月額ボーナス等を含めた給与月額については 2 万 8 千円の減額になっているわけでありませぬ。これは水道で仕事する皆さんの給料を削ったというわけではなくて、人事異動による減額なわけです。こういうことで、私、固定経費の節減に努めたということは評価をするものであります。

それで、では最後でありますので、担当課長に伺いますが、1300 万円余の欠損が見込まれるということありますが、主な理由は、どんな理由でしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） はい。先ほど、今回業務の予定量が、先ほどの補正予算、今回提出しましたけれども、やはり年間総給水量で 4 万 6000 立法メートルの減というようなことが、当初の予定よりも減っているというようなことが大きな原因でございます。水道料金といたしましては、これにつきましては 372 万 6000 円の減ということで、昨年比 2.4 パーセント程度の減収の額になっておりますが、やはり費用的な面も固定経費等、変わっておりませんので、減収部分がある程度影響しているのではないのかなというふうには思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 今の説明では、事業量の減収による減収益だという話がありました。私は水道事業の経営のあり方を見直す上で、昨年 12 月の議会で二つの道筋を示させていただきました。そこをお医者さんの例をとって、処方箋という表現をして、表現をさせてもらいましたが、一つはやっぱり法律に基づいた繰入をきちんとやること、二つ目は給水人口を増やすことを努力する、この企業努力をすることです。今の 28 年度の水道事業会計では、私は、1 番と今言った、最初の 1 番と 2 番、この二つが、やはり原因になっているというふうに思うわけでありませぬ。

それで町長に改めて伺いたしますが、経営改善の処方箋として私の方で提案をいたしました、法に基づいた繰入金の実施、それから給水人口の拡大で企業努力をする、この二点について、町長の所見を改めて伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） まず、会計間における繰出基準といいますか、企業法に基づく繰出の部分については、然るべき必要な部分の繰出については対応していく、それは必要なことであろうというふうに思っています。

それから今、給水人口の増等を目指すのだという、目指すといいますか、についてどうなのだという、こういう御指摘でございます。これはもう基本的に申し上げますが、やはりこの前も、永原議員からもお話がありました、町内人口が、定住している人口が

平成 29 年第 413 回信濃町議会定例会 2 月会議会議録（4 日目）

減っている、その中で給水人口を増やす、このことは、なかなか難しい状況にあるかなというふうに思っております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） それでは、私が処方箋の最初に掲げた、地方公営企業法に基づいた繰入金をきちんとやることについては、町長、積極的な答弁であったというふうに私は受け止めました。それで、29 年度予算を見ると、児童手当に要する経費、基礎年金に要する経費が計上されています。町長の答弁の裏付けがここにあると思うのです。ここは私も評価はします。

しかし、消火栓の維持管理に要する経費が、私は不十分だというふうに思うわけがあります。それでこれは事務的な話ですから担当課長の方が良いかと思うのですが、29 年度の水道事業会計の、4 条予算の資本的収入の工事負担金 324 万円は、これはどういう性格のお金なのでしょうか。繰出基準に沿ったお金であると、あるいはそのお金ではないと、端的に答弁をお願いいたします。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） 消火栓の工事費、工事に関わるものとして、構築物という扱いになりますが、新設 3 基、修繕 7 基を 29 年度予定しているものでございまして、こちらの支出に対する消火栓維持管理等に関する負担金ということで、一般会計からの繰入をお願いしたものです。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 課長、それは分かっているのですよ。私は、繰入の根拠を質問しているのです。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） 繰入の根拠につきましては、地方公営企業法の繰出の基準に基づくものでございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） つまり、法定内の繰入金ということですね。法定内の繰入金をきちんと予算化されたという点については、この点については、今確認しましたから、評価をしたいと思います。

しかし、私の感覚からすると、消火栓を新しくする分だけが繰入対象ではないというのが、私の認識であります。そこで、原理原則をもう一度伺いをしたいと思うのです。

平成 29 年第 413 回信濃町議会定例会 2 月会議会議録（4 日目）

が、消火栓そのものは、その資産は、水道事業会計のものでしょうか、一般会計のものでしょうか。12 月の議会の時にも質問しましたが、12 月の議会の時には一般会計のものだというのがありましたので、29 年度との予算の関係で、改めて伺いしたいと思えます。

●議長（小林幸雄） 松木水道建設課長。

■建設水道課長（松木哲也） 消火栓の設備に関して、持っているところは水道事業会計の財産となっております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 総務課長に伺いますが、今の水道課長の答弁で良いですか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 財産につきましては、水道事業会計の方にカウントされております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 総務課長も、消火栓は水道事業の財産であるという答弁をいただきました。それではまた水道課の課長にお伺いしますが、ちゃんと、あの消火栓は資産台帳に載っておりますでしょうか。資産台帳に載っているかどうか、お伺いいたします。

●議長（小林幸雄） 松木水道建設課長。

■建設水道課長（松木哲也） 固定資産ということで、消火栓は資産台帳に載っております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） きちんと水道課の財産であるということがこれで分かりましたね。水道課の財産目録の中にあるということですよ。それで、今、この 28 年度末、この消火栓は何基になりますか。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） 28 年度末、消火栓の本数は 851 基になります。

平成 29 年第 413 回信濃町議会定例会 2 月会議会議録（4 日目）

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） はい、851 基ということでありませう。改めて担当課長にお伺いいたしますが、固定資産の台帳にあるわけでありませうから、この消火栓も減価償却をしているわけですね。減価償却をきちんとしているのかしていないのか、その点について伺います。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） 固定資産償却ということで行っております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） はい、これ、細かなことは省きますが、このように、消火栓そのものが水道事業会計の財産としてあるわけでありませう。企業会計ですから、その財産については減価償却、町長、しているのですよ。私は、その消火栓の維持管理に要する経費で、せめて、減価償却費相当額は一般会計でみてやるのが、その法の精神にかなったものだろうというふうに思うわけですね。是非、29 年度中において検討していただきたいというふうに思います。

その次に、2 番目の、処方箋の給水人口をどう増やすかとことでありませう。

町長の答弁で、給水人口を増やすというのは容易なことではない、というふうにありました。私はこれ、発想の転換が必要だというふうに思うのです。それで先の議会では私、分水ということをご提案をいたしました。町長もその後、研究をしていただいたと思うのですが、町長はこの分水という概念をどのように考えていらっしゃいますか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） どういう意味で分水というふうに議員はおっしゃっているのか、わかりませうが、私は分水というのは、あくまでも、今のエリア外に水を、いわゆる給水計画といいますか、そういうエリア外に水を分ける、そのことを言っておられるのかなというふうに推察をしていうところですね。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 私もそういうイメージです。それで、もっと言うと、今の水道事業の中で経営していく中で、余った水をよそに分けるという考え方です。更には言えば、その分けた水は、町長、原水として、浄水ではなくて原水として、相手方に分水してやるという考え方が、私は分水という考え方だというふうに思うわけでありませう。この分水によって、一定の収益の確保も見込まれるわけでありませう。私は、分水イコール水道事業の広域化というふうには考えておりませう。私はむしろ、水道事業の広域化について

は否定的な考えを持っています。なぜかと言うと、信濃町ほど自然条件に恵まれた所はないわけでありますから、可能な限り、この自然条件を生かした水道事業の経営が必要だと思ふのです。しかし 28 年度の決算を見ても、事業量が減っているということは、一番決定的なのは給水人口が減っているということだと思ふのです。これ、給水人口を増やしていくということを真剣に考える必要があると思ふのです。

今、私たち日本共産党信濃町委員会が、町民の皆さんにアンケートをお願いしておりますが、水道料の値上げ問題で、企業努力を望む声が一番多くあります。先ほど申し上げましたように、法定内の繰入、国がむしろやりなさいと言っている一般会計からの繰入は、法の趣旨に沿ってきちんと繰り入れる。それから、この自然条件の中で、恵まれて余裕のある水については、浄水という観点ではなくて原水という観点で、受け取ったほうがその水を水道法に基づいた浄水でそれぞれ皆さんが供給するのですよということで、原水ということでそれらの皆さんに水をお分けする、そのお分けをするのは、契約に基づいてお分けをするということで、私は収益の確保を図る、すると、必然的に給水人口が増えてくると思ふのです。これは給水計画の大幅な変更がなくてもできることでありますので、是非検討をお願いしたいというふうに思います。

このことについて、町長は否定的な考え方でしょうか。そんな永原の言うのは、夢のような話だとか、少しは検討してみようかとか、そのような考えはおありでしょうか。伺います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 中身はともかくとして、現実的にそのことを望んでいる、いわゆる原水でも良いですよ、望んでいるところがあるかどうかというのは、まだ私は話を聞いておりませんので、そんなことについては具体的に今、答弁するあれじゃないというふうに思っています。原水だから、水をやっていいじゃないかと、それによって給水人口増えるという、実はそれは計画給水区域でないですから、給水人口が増えたというふうには、私は捉えておりません。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） あの町長、そういうことではなくて、自然豊かな信濃町の水源地から湧き出てくる水がお金になれば、それは給水人口が増えたということですよ。そういうふうに考えていただいて、これは企業努力だと思ふのです。ひとつ今、そういうことを要望する団体もしくは自治体があるかどうか分からないということではありますが、私は積極的なセールスをしていくというスタンスを、是非持っていただきたいというふうに思います。

そこで最後に、水道事業会計について伺いますが、先の 12 月議会で 14 パーセントの水道料の値上がりは決定をされました。6 月の水道料の使用分から値上げをされるわけではありますが、この値上げについて、撤回をしたり、凍結をする考えはありませんか。

平成 29 年第 413 回信濃町議会定例会 2 月会議会議録（4 日目）

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 将来も見据えて、この料金値上げが必要だということの中で、本議会でも御決定をいただいたわけであります。私は水道事業を推進するといえますか、運営する中心的な責任ある立場としては、撤回とか凍結に対する考えは持っておりません。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 撤回も凍結も考えはないということではありますが、それでは町長、延期はどうでしょうか。実施の延期。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） お認めいただいたとおり、条例に従って実施をさせていただきたいということです。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 私は水道事業に関しては、健全な経営、これは私も望むものであります。しかし、今本当に求められているのは、この経営の処方箋 1 番、繰出基準に基づいた適正な繰り出しをすること、2 番、給水人口を増やすことを目指すこと。私は、この二つ以外ないと思うのです。これを町民の皆さんは、私は企業努力として町に求めているものだというふうに思うのです。是非、この 2 番目に給水人口の拡大を目指した分水事業についても、前向きな方向で検討していただきたいことを願うものであります。

続きまして、世帯主の 9 割給付制度を 75 歳以上の後期高齢者医療保険にも導入することを、この場から再度提案をしたいというふうに思います。

安倍自公政権は、この 4 月から高齢者に窓口の負担増と保険料の負担増を押し付けようとしています。世帯主 9 割給付制度を後期高齢者医療保険にも導入をして、高齢者の福祉の向上を目指すことを提案をいたします。

そこで順次、伺っていきます。

まず、国保のことです。国保については 2018 年度、平成でいうと 30 年度ですか、30 年度から国保の広域化が実施をされます。今、この広域化についての進捗状況はどうなっているのか、簡潔に、特に標準保険料等について、現行との比較と、簡潔な答弁を期待をするわけではありますが、お答えいただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） はい、それではお答えいたします。平成 30 年度から広域化が始まってきます。広域化が始まっても、町における窓口での事務その他というのは、

平成 29 年第 413 回信濃町議会定例会 2 月会議会議録（4 日目）

あまり変わらないので、あまり大きく変わったということは感じないかもしれないのですが、広域化によって大きく変わる事といたしまして、財政運営の面で変わってきます。

今後、財政運営につきましては、県が担うこととなります。県では全県で関わる医療費を見込み、その支払いのための納付金と、それに沿った標準保険料率が示され、それぞれの市町村が県に納めることとなっております。納付金と標準保険料率は、市町村間の公平な負担のために、被保険者数ですとか、所得水準、また医療費の水準等が加味されて算出をされてきます。このようなデータを、今現在、市町村が県へ提出しているところとなっております。

町では、平成 30 年度から、県に納付金を支払うわけですが、そのための保険税率を、県が示した標準保険料率を参考にし、町の保険料税率を決定をいたします。30 年度の最終的な保険料率は、来年の 12 月頃に示されると予定をしております。その後、条例改正で決定を頂くこととなります。現段階で、現行との比較をするというのは難しい状態となっております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） もう 4 月から平成 29 年度であります。この取組については、今、答弁を聞いていて、かなり遅れている気がするわけです。それで、この変更は町民の皆さん、被保険者の皆さんにとって、さほど大したことではないなんて、そういう認識では課長、困るのですよ。これは本当に保険料に直結してくる話でありますから、今後の動きについては、ひとつ神経を張って動きを見ていってほしいというふうに思います。

次に行きます。国は 30 年度の合併に向けて、全国の市町村の国保の財政状況を良くしたいということで、3400 億円のお金を用意しました。これは、私は良いことだと思うのです。ところが、29 年度予算で、この 3400 億円の減額を、今国が、しょうとしているわけであります。これへの影響について、町長、あの、こっくりをして頂けたものですから、この、国が 3400 億円を全国の市町村の国保にくれるよという約束をしておいたのが、ここへきて、やらないよ、というふうになったものですから、その影響は大きいものがあるか、ないか、町長、いかがですか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 私が今こっくりしたのは、当時 3400 億円を国が財政支援しますよというのは、十分承知はしております。確か 28 年度ですか、1700 億円を出したということも承知はしております。29 年度において、どういう対応で総額がどのくらいになるかということは、私はまだ具体的にその数字をよく確認しておりませんが、ただ全体的に言えば、町村会も含めて、私どもは同じ歩調で、国に対しては国保の財政基盤については、しっかりと対応してもらいたいという要請は出しております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 今、県の町村会を通じて、国の方にきちんと財政基盤を安定化させるための資金を出すようにということを、町村長もやっているということでありますので、是非、その運動を強めていただきたいと思います。

それでは具体的なことを町長に伺いますが、国保の広域化をされた場合に、当町は世帯主の 9 割給付制度を行っているわけでありますが、町長は世帯主の 9 割給付制度を継続をしていく決意があるのかどうか伺いたしたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 現時点では、継続をしているし、29 年度もそのことで予算編成をさせてもらっているわけでございます。ただ、この 30 年度以降の、このシステムがどういうふうになってくるのかということ、しっかりとまた、見極めなければいけないというの、これまた事実でございますので、その辺の状況もしっかりと見ながら対応していきたいというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 町長、私は 30 年度からのことを聞いたのですが、それでは町長のところへ情報が入っていないようでありますから、担当課長にひよっとすると情報が入っていると思うので、聞いてみたいと思うのですが、この信濃町のような、言ってみれば任意の事業ですね、信濃町は、やっています、飯綱町もやっています、小川村も、町長、やっているのですよ、任意の事業を。こういう任意の事業は、国保の広域化をした場合にどういうふうな扱いになるのでしょうか。担当課長の方へはそういう情報は入っていませんか。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 任意事業については、町の方に任されるかと思えますけれども、今まで一般会計からの繰入というものをやっていました。広域化になってきますと、一般会計からの繰入については好ましくないというような話もありますので、国保会計の中でそういった世帯主療養費が続けられるかどうかというのは、ちょっとまだ分かりません。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 日本共産党の山口典久県会議員が、12 月の議会で、このことを県に質しています。その議事録も読ませていただいたのですが、県の答弁は、それぞれ任意事業は、任意事業という表現を使っております、任意事業は、継続してもらって構わないという見解を述べています。今、担当課長が一般会計から国保への繰入金の話があり

平成 29 年第 413 回信濃町議会定例会 2 月会議会議録（4 日目）

ました。とりわけ国保の場合には、法定外の繰入金の話ですね、これにつきましても、県は自治体の判断に任せるといふふうに言われておるわけです。課長、よくその辺精査して、そういうこと知らないで町長は不安ですから、しっかりと町長を支えていただいて、横川町長が国保 9 割給付制度を堅持していく、その下支えをしていただきたいと思います。

次に、ちょっと角度を変えますが、平成 29 年度は国は高齢者に医療負担の増を押し付けています。先ほども言いましたように、窓口負担も増えます。まさにダブルパンチなのです。それで 28 年度の、具体的にあった方が良いと思うものですから、28 年度のデータを基にして、まず 70 歳から 74 歳の窓口負担、2 割・3 割に負担になる人は何人いんでしょうか。そのうち、世帯主の数は何人でしょうか。これは通告してありますので、簡潔にお願いします。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 国保の加入者について、70 歳になると医療費の自己負担が 2 割に軽減されていますが、これにつきましては、平成 29 年 1 月現在になりますけれども、窓口負担 2 割の加入者につきましては、257 名のうち世帯主は 153 名の方です。また 3 割の負担の方につきましては、27 名の方がいらっしゃって、世帯主は 19 名になっております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） それでは今度は、75 歳以上の後期高齢者の場合です。現行、後期高齢者の窓口負担は 1 割負担の人と 3 割負担の人がいます。12 月の議会でもお伺いをしましたら、3 割負担の人が 55 人という話でありました。世帯主は 35 人という話でありました。もう一度お伺いしたいと思います。最新のデータベースで弾いた場合、75 歳以上の負担割合はどうなるのか、うち 3 割負担で世帯主の方は何人になるのか、答弁をいただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 75 歳以上の方で、まず 1 割負担の方なのですけれども、29 年の 1 月末の現在で 1787 名の方がいらっしゃいます。3 割の方ですと 54 名の方になります。12 月の議会の時より 1 名減っておりますが、1 月末で 54 名の方です。そのうち世帯主の方は 35 名の方になります。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） もうこれ町長、申し上げるまでもなく、74 歳までは国保でくるわけですね。75 歳以上の高齢者の方が後期高齢者医療保険になるわけでありまして。この後期

平成 29 年第 413 回信濃町議会定例会 2 月会議会議録（4 日目）

高齢者医療の保険料が、17 日に連合議会で議決されてしまったのですが、平均 1.3 倍になるのですよ、平均 1.3 倍。私は、今年の夏のちょうどお盆頃になりますか、本算定が 7 月だと思うのですが、納税通知書が出ると、多くの町民の皆さんが、これ一体、計算間違いではないかということで、役場の方に問い合わせが集中すると思うのです。来年は 1.5 倍です。3 年後は 10 倍になる人が出てくるわけでありまして。本当にこういうことを考えると、保険の制度で 74 歳までは国保で、国保の世帯主の方は 9 割給付制度の福祉の恩恵を受けているわけでありまして。75 歳以上になると保険が切られてしまって、後期高齢者医療の中に入っていくわけでありまして。

私は、世帯主 9 割給付制度を、後期高齢者医療保険制度にも是非、導入をしていただきたいというふうに提案をいたします。町長の、まず見解を伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 前段、国保の世帯主療養費 9 割給付、これは振り返ってみれば、何年でしたか、平成十何年でしたか、時の長が公約としてやられたということでありまして、今に至っているわけでありまして。その時の背景というのは、一つは、社会保険と国民健康保険の加入者の、それぞれの負担が違ったわけです、給付ですか、要は、例えば社保の本人はあの当時もう、本人負担 1 割とかということがあったわけです。そういう背景の中で、私は推測でものを言っただ変申し訳ないですが、時の長は国保についても 9 割給付といいますか、の制度を立ち上げる必要があるのではないかと、大変失礼な言い方ですが、比較的国保も加入世帯もいろいろな業種で不安定なお仕事もされている人も多いというような中で、その辺の世帯主が万が一何かになったときに、大変困ると、そういったような背景の中で、その今の制度が立ち上がって、今に至っているというふうに理解をしているわけです。

そういうことを考えると、やはりその保険制度の趣旨から、本来は外れているわけですね。これを信濃町も単独で、先ほど任意と申しましたけれども、そういう形でやっけてきているわけです。こういうあり方が本当に良いのかというのは、やはり時代とともに改めて考え直す必要もあるのではないかな、そのことから言えば、今の後期高齢者の皆さん方にその枠を拡大してやるということは、今の段階では考えておりません。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 過去の経過について、町長の認識、私は当時の判断をした町長の認識は、私は重いものがあつたと思うのですよ。ただ単に他の保険との比較の中ではなくて、言ってみれば町民の福祉の向上を図っていくという、自治体の長としての、私は崇高な理念の下で決断したことだというふうに思っています。今、町長の方から、国の保険制度と比較をして任意の制度を持つのはいかなものかというふうにありましたが、町長、地方自治の精神から言えば、国の制度に従っている、これは地方自治の精神ではないですよ。今の国保世帯主 9 割給付制度も、本当に多くの町民の皆さんが喜んでます。このことに対して、町長も大変な財政的な裏付けでは努力をされていることは、私

平成 29 年第 413 回信濃町議会定例会 2 月会議会議録（4 日目）

も推測ができます。この制度を継続をしていくということが、私は地方自治の本旨だと思うのです。

それで、このことの上に立って、75 歳以上の方、先ほどの課長の説明で言えば、今度は 34 人ですか、世帯主の方がいらっしゃるということでもあります。これらの方に私は 9 割給付制度を是非実現をしてほしいと思うわけですが、これ、担当課長に伺います。導入をしようとした場合、15 年度の決算で、これ医療費が出ていますから、15 年度の決算を基にして計算をすると、いくらのお金があればできるでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 27 年度の決算で申しますと、後期高齢者の方 1 人当たりの医療費が 87 万 6689 円となっております。これで 1 人当たり、ここから 2 割ということになりますと、17 万 5337 円、これを世帯主の方、35 名の方になりますけれども、35 名の方ですと、613 万 6795 円になります。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 確かに、今説明を聞いていると、そのとおりかなと思うのですね。町長、27 年度の決算をベースにして試算をすると、およそ 600 万円ということになります。私は、この 600 万円を捻出することができないということはないと思うのです。30 年前に国保の世帯主 9 割給付制度を決断した、その時の町長や町の理事者は、町民の福祉の向上を目指そうという崇高な理念の上に立って決断をされたわけでありまして。先ほど私が申し上げましたように、平成 29 年度から 31 年度の 3 か年かけて、75 歳以上の皆さんの保険料が 1.3 倍から 10 倍に跳ね上がるわけでありまして。そういう中で、せめて後期高齢者医療制度の中で 9 割給付制度を、多分町長は今日はやるとは言わないと思うのですが、町長、せめて検討してみるくらいなことはいかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 検討と言っても、検討はあまりする必要もないのではないかなと思っているのです。要は先ほど言ったように、一番元の考え方が、そういう考えが私は、そういう考えというのは先ほど言ったような私の考え方ですが、正当な考えだというふうに思っております。例えば、私はこれを、制度を導入した時の、時の長、それからずっと今まで支えてきた歴代の長は、それなりの決断をもってやってこられたし、私も今、いろいろな諸課題はあるにしても、このことを今、責任ある立場として継続をさせてもらっているわけでありまして、この枠を広げるということについては、今の時点では、私は全く考えておりません。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

平成 29 年第 413 回信濃町議会定例会 2 月会議会議録（4 日目）

◆5 番（永原和男） 町長、そんなに守りの姿勢に入らないですね、枠を広げることじゃないのですよ。9 年前までは、75 歳以上の方も一緒だったのです。75 歳でも国保に入っていたのです。それで 9 年前に後期高齢者医療制度というのができて、それらの方が別の保険へもっていかれたわけです。今度また元に戻るだけですから、新たに拡大するなんて、町長、そんなふうに考えないでいただきたいと思うのです。それで、前回の私への答弁で、私も検討を求めました。そしたら、町長はそういうことをやることは、やぶさかでないという答弁を貰っているのですよ。町長の「やぶさか」というのは、どんな「さか」なのですか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） あまり見たことない「さか」なものですから、あの、やぶさかではないと言ったのは、検討することも否定はしないというふうに、言ってみれば平たく言えば、そういうことだろうと思うのですが、しかしいろいろとよく考えてみますと、今の私もこの、後期高齢者保険の加入者、100 パーセント、その国保の皆さんだけですか。国保加入者が 75 歳になった時に、後期高齢者保険というところへ保険会計に皆自然的にそこへ行くだけじゃないんじゃないですか。例えば社保の、部分的にもそういう皆さんもいらっしゃるわけだと思うのですが、その辺の認識は持っていますか。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 反問権に対してお答えをしたいと思います。75 歳というところで切られていますから、75 歳以上で現役の方も後期高齢者医療保険です。ですから、そういう方は 3 割というのが多いのです。3 割負担をしていくというのはどうでしょう。一般質問に戻りますが。

●議長（小林幸雄） 横川町長…高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 前身が社保の方でも 75 歳以上になりますと後期高齢者の方に移るということです。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 町長、担当課長と私の認識は一致です。先ほどの私の質問ですね、横川町長の「やぶさか」というのは、どういう「さか」なのか、答弁を頂きたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） ですから、さっき言ったように、必要性があるすれば、そういうこ

平成 29 年第 413 回信濃町議会定例会 2 月会議会議録（4 日目）

とも検討するということの、「さか」かなと。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5番（永原和男） 確かに、12月の議会の時には私もそういうことを聞いて、町長の、検討することを、試算することを、やぶさかではないということを正面から私も受け止めました。ところが今の答弁ではですね、私は2歩も3歩も後退していると思って、受け止めているのです。その辺は、後退はしているのですか。どうですか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） あの、やぶさかではないというのと、その「さか」と、今言っているその平坦な「さか」と、全く変わりのない、私は答弁をしていると思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5番（永原和男） 試算や検討をすることは、やぶさかではないということは、前向きな、やぶさかですよ。今の町長の「さか」は、私に言わせれば「まさか」ですよ。あまりにも後退をしていると思うのです。抽象的なことでやりとりしていてもなんですから元に戻しますが、町長はすると、75歳以上の高齢者の皆さん、しかも世帯主の皆さんです、現在34人の方です、そんなに増えたりしないのですよ。あ、35人の方です。100人になったり200人になったりしないわけですよ。ご高齢の方ですから。今、年金も削られてきて大変な状況になってきているわけですね。それらの皆さんを対象にして、この後期高齢者医療制度の方にも9割給付制度を前向きに検討する、町長、政治的な立場をお持ちでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 歴史的なこの制度といいますか、町の単独な制度の中でも、やはり取り巻いている状況というのは、いろいろと変化してきているわけです。当時とすれば、まさに高度経済成長の頃だったでしょうし、そして今、人数はともかくとして、あるいは少額であろうと、ともかくとして、そういったことを改めて制度として、新制度として包含してやるような状況にはないのではないのかなというふうに思うのです。

私はやはり、それぞれ基本的には保険という制度の中で、まず一つしっかりと対応していくと、そのことが一番大事でありますし、そしてちょっと失礼かもしれませんが、国保会計においても昨年度は7000万円を一般会計から入れているわけですね。その前の年は4000万、4500万でしたか、そういったことで、しっかりとそういう面では基本的に大きな負担に、とりあえずならないように状況を見るためにも、一般会計から一般財源を投入していると、こういうことでございますので、その辺しっかりと、何といひますか、見ていただきたいなというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 国保の世帯主 9 割給付制度、これは多くの町民の皆さんが歓迎をし、喜んで、助かっている制度だというふうに私は思っています。この制度を是非継続してほしいという願いがあると思います。町長の公約でも、この制度は継続をしていくというふうに、はっきり町民に約束をしているわけでありますから、町長、ちょっと後ろ向きになるようなことではなくて、国保の世帯主 9 割給付制度は、町長である限り継続していくのだと、今、永原が提案している 75 歳以上の方についても検討をすると、そういうような答弁はしてもらえませんか。

では区切ってやりますが、国保の世帯主 9 割給付制度は、国保の広域化があっても継続していくと、この議会の場で断言をしていただけますか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 先ほどから言いますように、少なくともご案内のように 29 年度予算はそういうことでやっているわけです。

30 年度については、今のその制度として、どういうふうな制度になってくるか、やはりこれ、私はこの一自治体の長といえども、状況をしっかりと確認しながら、やっていけないといけないというふうに思っております。決して今やめるとか何とかということではなくて、その町長の間は、と言いますか、私はこの任期の中で、そういうお約束がある意味しているところがありますから、その辺を十分私の心の中でも目標を置きながら対応したいというふうに思っております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） どうしても歯切れが悪いのですね。私は、この放送を聞いている人も、この事だけは、はっきり聞いてくれと言っているふうに私、伝わってきます。町長は任期の間、この中に国保の広域化が入ってくるのですよ、町長。世帯主 9 割給付制度は町長の、横川町長の公約に沿って継続をしていくと、そういうことを答弁、もう一度していただけますか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） ですから、30 年度の制度改正に合わせてその内容をしっかりと確認しながら対応したいということです。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 良く言えば慎重な答弁ですが、私は後退している答弁だというふう

平成 29 年第 413 回信濃町議会定例会 2 月会議会議録（4 日目）

に思います。今後も私、国保の世帯主 9 割給付制度の継続と合わせて、後期高齢者医療の皆さんにも 9 割給付制度についてこの制度を新しく作っていくことを、議会の議員として、議員活動として取り組んでいく決意を、今改めて感じております。

そろそろ時間になりましたから、まとめに入ります。まず水道事業のあり方についてであります。町長やはり、私は今までの状況と、こう、変わってきているのですよね、人口が少なくなってきた、またいろいろな節水器具が出てきて、水道料の使用料も変わってきています。ですから経営のあり方をきちんとここで見直す、見定める必要があると思うのです。その見定める基準は、公営企業法に沿って見定めていくことだというふうに思います。

具体的には二つの処方箋を提示しています。一つは、繰出基準は法定内の繰入でありますから、ひとつ積極的に減価償却費相当額も含めて是非定期的に繰入を組んでほしいと思います。

それから分水という概念については、ほぼ一致できたかというふうに思いますが、これは企業努力として是非町長、取り組んでいただきたいというふうに思います。

30 年度に国保の世帯主 9 割給付制度が、30 年度に国保の県への合併があります。私はここで心配しているのは、保険料がここで大幅に上がるのではないかとということ、私は心配しているのです。担当課長、私はそんなに甘いものではないと私は思っております。ですから、情報をきちんと持っていただいて、早いうちに対応を取っていただきたいと思うのです。

その中でも、信濃町は任意の事業として国保の 9 割給付制度を持っているわけですから、この 9 割給付制度、国保の県への統合があっても継続をしていくということが、私は求められていると思います。合わせて来年の夏以降、多分私は 1 階の事務室へ、お年寄りの皆さんが、なんで保険料が 1.3 倍にも跳ね上がったのだと、計算間違いではないのか、というような声や電話が私は集中するだろうと思います。これは町長のせいではないのです。安倍さんのせいなのです。しかし、お年寄りの生活にとっては大変なことが起こるわけであります。こういう時に自治体の長として、私はやるべきことは、町長、きちんと考えて、必要な住民の福祉の向上を目指した、必要な施策は組んでいただきたいと思うのです。

その施策の一つとして私が提案をしているのは、75 歳以上の後期高齢者医療の方にも世帯主の 9 割給付制度、今日の議論の中で必要なお金は 600 万円というのが出ました。是非それを基に組んでいただくことを強く提案をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

●議長（小林幸雄） 以上で、永原和男議員の一般質問を終わります。

本日の日程は、全て終了いたしました。本日はこれで散会といたします。御苦労さまでした。

（平成 29 年 2 月 20 日 午後 1 時 56 分）